

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三三三
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三三三
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三三三
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	三三三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三三四
○公金の収納の事務を委託した件	三三五
○県営土地改良事業計画を変更した件	三三五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三三五
○道路の区域を変更する件	三三六
○道路の供用を開始する件三件	三三六
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	三三六
公 告	
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三三七
○県営土地改良事業の工事が完了した件	三三七
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三三七
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	三三七
○随意契約の相手方を決定した件	三三六

告 示

福島県告示第三百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年四月一日救急病院として認定した。

平成三十年四月十三日

名称 福島県ふたば医療センター附
 所在地 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 平成三三年三月三十一日
 属病院 八一七―一
 認定有効期限
 福島県知事 内 堀 雅 雄
 （地域医療課）

福島県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）須賀川山寺道開発プロジェクト 福島県須賀川市山寺道七七番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社アラジンホールディングス
 代表者の氏名 代表取締役 吉村 徳太郎
 住所 福島県郡山市島二丁目三二番二四号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ドン・キホーテ
 代表者の氏名 代表取締役 大原 孝治
 住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成三十年十一月三十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千二百三十七平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 百十四台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 六十四台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 面積 百二十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二十四時間
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 三か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 午前六時から午後十時

七 届出年月日

- 平成三十年三月二十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

- 平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- エイトタウン田島 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳三五番一ほか

二 変更した事項

- 大規模小売店舗の名称
- (変更前) (仮称) エイトタウン南会津
- (変更後) エイトタウン田島

三 変更した年月日

- 平成三十年三月二十九日

四 届出年月日

- 平成三十年三月三十日

五 届出をした者

- 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

- 平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- エイトタウン田島 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳三五番一ほか

二 変更しようとする事項

- 廃棄物等の保管施設の位置
- (変更前) 別紙図面のとおり
- (変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

- 平成三十年十二月一日

四 届出年月日

- 平成三十年三月三十日

五 届出をした者

- 株式会社ダイユーエイト

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び榎葉町新産業創造室に備え置いて縦覧に供する。

- 平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

- 榎葉商業ゾーン施設計画 福島県双葉郡榎葉町大字北田字中満地内

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

- 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号

- 三 収納の事務を委託する期間
 - 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(農業経済課)

福島県告示第三百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、坂路地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成三十年四月十六日から
 - 同 年五月七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
 - 石川町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡檜枝岐村・只見町・南会津町(以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 檜枝岐村・只見町(以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 檜枝岐村・只見町・南会津町(以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 只見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 只見町・南会津町(以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 四 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 只見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 只見町・南会津町(以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 只見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 只見町・南会津町(以上二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

（森林保全課）

福島県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市豊地弥次郎一〇 五番四地先から 同 市萱根足洗場八番 一地先まで	変更前 変更後	一三・九 六〇・〇	一、八〇〇・〇 一、八〇〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市豊地砂田三四番一 地先から 同 市萱根足洗場八番一 地先まで	平成三〇年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字槻ノ口二番二 地先から 同 市中田町高倉字槻ノ口一一九 番二地先まで	平成三〇年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜一 八六番一―地先から 同 郡同 町大字埴木崎字磯山一 九九番地先まで	平成三〇年四月一三日

（道路計画課）

福島県告示第三百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 日向
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び
 標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 須賀川市志茂字

- 日向 九十三番三 一号
 九十三番一 二号
 七十二番 三号
 七十一番 四号
 六十八番 五号
 六十五番 六号
 六十三番 七号及び八号
 五十八番 九号
 八十三番 十号、十一号及び十二号
 八十五番 十三号
 九十番 十四号

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
 居平乙

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標
 柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
 南会津郡下郷町大字湯野上字

- 館本 乙千三百六番一 一号及び二号
 乙千三百八番一 三号
 乙千五百四十六番一 四号
 乙千五百四十六番二 五号
 乙千二百九十九番一 六号及び七号
 乙千三百七番一 八号

(砂防課)

公 告

公告第八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年四月十三日

土地改良区の名称
 雄国山麓土地改良区
 就任した役員

福島県知事 内堀雅雄

役別 氏名 住所
 理事 遠藤 忠一 喜多方市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地

(農村計画課)

公告第八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、
 金ヶ森地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成23年災)の工事は、平成三十年三
 月十六日完了したので公告する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十条第一項の規定により、喜多方市から
 喜多方都市計画伝統的建造物群保存地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたの
 で、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査
 課

(都市計画課)

公告第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第
 一項の規定により、喜多方市から喜多方都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送
 付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査
 課

(都市計画課)

公告第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成三十年四月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第88号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年4月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（IC） 予定数量328箱
 - (2) インクリボンカセット（IC） 予定数量150箱
 - (3) 経歴証明書用カード基体 予定数量16箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する

- 額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)